

# 青森県報

第三千四百三十七号

平成二十三年  
九月九日  
(金曜日)

## 目次

### 告 示

- 介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高齢福祉課)……………一
- 介護保険法による居宅介護支援事業者の指定……………(同)……………一
- 介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………(同)……………二
- 障害福祉サービス事業者の指定……………(障害福祉課)……………二
- 飼料の試験の結果の概要……………(畜産課)……………二
- 家畜伝染病の発生……………(同)……………三
- 証紙売りさばき人の売りさばき場所の変更……………(会計管理課)……………三

### 公 告

- 県有財産の売却に係る一般競争入札……………(財産管理課)……………四
- 右 同……………(同)……………五
- 右 同……………(同)……………六
- 大規模小売店舗の新設に関する届出……………(経営支援課)……………六
- 大規模小売店舗の変更の届出……………(同)……………八
- 右 同……………(同)……………八
- 右 同……………(同)……………九
- 右 同……………(同)……………一〇
- 第九次青森県職業能力開発計画の概要の公表……………(労政・能力開発課)……………一〇

## 告 示

## 示

### 青森県告示第七百三十号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十三年九月九日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名又は 名称又は 名称	主たる事務所の 所在地又は住所	居宅サ ービスの 種 類	居宅サ ービス事 業を行 う事 業 所		指 定 年 月 日
			名 称	所 在 地	
株式会社 まなす	青森市桜川三丁目四の二	通所介護	訪問看護 デイサービ スクローバ イス	青森市新田二丁目六の二三	平成 三〇・九 一
株式会社 うら	青森市大字幸畑字松元五八の三	訪問看護	訪問看護 あつら ティシヨ ン	青森市幸畑二丁目二六の三四	"

### 青森県告示第七百三十一号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

平成二十三年九月九日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	主たる事務所の 所在地	居宅介護支援事業を行う事業所		指 定 年 月 日
		名 称	所 在 地	
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目九	ニチイケアセン ター松森	青森市松森三丁目一七の一三 ナカビル一階一	平成 三〇・九 一

シストラム株式会社	青森市柳川一丁目二の四	なつめ居宅介護支援	青森市柳川一丁目二の四青森駅前	"
-----------	-------------	-----------	-----------------	---

青森県告示第七百三十二号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の十第一号の規定により公示する。

平成二十三年九月九日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は 氏名	主たる事務所の 所在地又は住所	介護予防 サービスの 種類	介護予防サービス事業を 行う事業所		指定 年月日
			名称	所在地	
株式会社あ まなす	青森市桜川三丁 目四の二	介護予防 通所介護	デイサービス あまなす	青森市新田二丁 目六の二三	平成 三〇・九一
株式会社あ うら	青森市大字幸畑 字松元五八の三	介護予防 訪問看護	訪問看護 あうら	青森市幸畑二丁 目二六二の三四	"

青森県告示第七百三十三号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十三年九月九日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	主たる事務所の 所在地	障害福祉 サービスの 種類	障害福祉サービスを行う 事業所		指定 年月日
			名称	所在地	
一般社団法人 HRPS	十和田市ひがし 一丁目二の四	就労継続 A型	一般社団法人 HRPS	十和田市ひがし 一丁目二の四	平成 三〇・九一
一般社団法人 HRPS	十和田市ひがし 一丁目二の四	就労継続 B型	一般社団法人 HRPS	十和田市ひがし 一丁目二の四	"
社会福祉会 人極光の会	南津軽郡藤崎町 大字植田三 の二	就労継続 B型	社会福祉会 人極光の会	南津軽郡藤崎町 大字植田三 の二	"
社会福祉会 人極光の会	南津軽郡藤崎町 大字植田三 の二	共同生活 介護	社会福祉会 人極光の会	南津軽郡藤崎町 大字植田三 の二	"
社会福祉会 人極光の会	南津軽郡藤崎町 大字植田三 の二	重度訪問 介護	社会福祉会 人極光の会	南津軽郡藤崎町 大字植田三 の二	"

青森県告示第七百三十四号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第五十六条第一項の規定により平成二十三年七月八日、同年八月二日及び十一日収去させた飼料の試験の結果の概要は、次のとおりであるので、同条第七項の規定により公表する。

平成二十三年九月九日

青森県知事 三 村 申 吾

製造事業場等の 名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製 造 年 月	試 験 結 果 の 概 要												違 反 の 内 容
				粗 たん 白 質 %	粗 脂 肪 %	カ ル シ ウ ム %	リ ン %	粗 織 維 %	粗 灰 分 %	揮 発 性 窒 素 %	水 溶 性 窒 素 %	ペ ク チ ン 率 %	T D N %	M E kcal/kg	そ の 他 の 査 水 分 %	
中部飼料株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字 海岸24の5	同左	マル中印中すう用配合飼料 中す名人	23.7	18.2	4.1	1.19	0.67	2.7	5.9					2,840	12.9	
		マル中印種豚飼育用配合飼料 彩うらら授乳期	23.7	16.3	6.3	1.04	0.80	2.6	5.8			78.0			12.9	
		マル中印肉豚肥育用配合飼料 にくまるEM	23.7	12.8	3.1	0.46	0.39	2.1	3.2			77.0			12.7	
日和産業株式会社八戸工場 八戸市大字河原木字 海岸24の9	同左	ノーサン印成鶏飼育用配合飼料 ヘルシーSセブン	23.7	18.3	4.7	3.61	0.57	2.7	11.7					2,800	12.0	
		ニチワ印プロイラー肥育前期用配合飼料 ニチワえづけ	23.7	24.7	5.9	1.16	0.79	1.7	6.0					3,060	11.6	
		ニチワ印プロイラー肥育後期用配合飼料 ファフィアル後期NY	23.8	19.2	6.1	1.01	0.69	2.1	5.2					3,110	12.6	
みちのく飼料株式会社 八戸市大字河原木字 海岸24の9	同左	RFクロス	23.8	12.7	3.9	0.32	0.58	5.3	4.5				72.1		14.0	
		開拓たくみ仕上00	23.8	12.9	3.7	0.41	0.62	4.1	4.2				73.0		13.5	
		NH肉牛MO	23.8	13.5	3.1	1.21	0.48	3.1	6.1				74.1		13.5	

注 試験結果の概要の欄中栄養成分に関する検査にあつては、個別検査項目別に分析結果を示し、違反の内容の欄に表示成分量に対する過不足量等を示す。

青森県告示第七百三十五号

家畜伝染病予防法（昭和十六年法律第六十六号）第十三条第一項の規定により家畜伝染病について次のとおり届出があつたので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十三年九月九日

青森県知事 三 村 申 吾

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜の疑似患畜の別	頭数	発生の場所又は区域	発年 月 日
口一本病	牛	患畜	1	十和田市	平成 三・六・六

青森県告示第七百三十六号

次の青森県収入証紙の売りさばき人の売りさばき場所について次のとおり変更があつ

たので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。

平成二十三年九月九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 売りさばき人の住所及び名称  
青森市本町五丁目五の二一  
社団法人青森県猟友会

二 変更内容

- 1 変更前の売りさばき場所  
五所川原市大字唐笠柳字藤巻二五一の二
- 2 変更後の売りさばき場所  
五所川原市大字唐笠柳字藤巻二五一の二

公 告

県有財産の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成二十三年九月九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 一般競争入札に付する事項  
次に掲げる土地（建物、工作物等を含む。）の売却

所 在 地	地 目	地 積（平方メートル）
札幌市西区二十四軒四条五丁目一四三	宅地	四四〇・二七

- 二 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者に該当しない者であること。

- 三 売却する物件を示す場所

一に掲げる土地の所在地

- 四 売却する物件の地積測量図等の書面、契約条項を示す場所及び入札案内書の交付場所

青森市長島一丁目の一 青森県総務部財産管理課  
 東京都千代田区丸の内二丁目一の一 東急リパブル株式会社ソリューション事業本部

- 五 入札及び開札の場所及び日時

- 1 入札場所

青森市長島一丁目の一  
 青森県総務部財産管理課

- 2 入札日時

平成二十三年十月二十四日 午前九時から  
 平成二十三年十月三十一日 午後五時まで（必着）  
 土曜日、日曜日及び祝日の受付は、行わない。

- 3 開札場所

北海道札幌市中央区北一条西七丁目プレストー・セビル二階  
 社団法人北海道中小企業会館E会議室

- 4 開札日時

平成二十三年十一月十四日 午後一時から

- 六 入札保証金及び契約保証金の額  
契約金額（入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額

- 七 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

- 八 代金の納入期限

契約締結の日から三十日以内に全額納入とする。

九 その他

- 1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- 2 物件の引渡しは、現状有姿により行うので、入札参加者は、必ず入札前に現地の確認をすること。

県有財産の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成二十三年九月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる土地（建物、工作物等を含む。）の売却

所 在 地	地 目	地 積 (平方メートル)
青森市大字安田字稲森一二五の五	宅地	三、五二七・四四
五所川原市大字広田字藤浦一五六の二ほか	宅地	三、七一一・五七
西津軽郡鰺ヶ沢町大字赤石町字大和田三九の五	宅地	一〇、四一〇・四五

二 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者に該当しない者であること。

三 売却する物件を示す場所

一に掲げる土地の所在地

四 売却する物件の地積測量図等の書面、契約条項を示す場所及び入札案内書の交付

場 所

青森市長島一丁目の一 青森県総務部財産管理課  
 東京都千代田区丸の内二丁目一の一 東急リパブル株式会社ソリューション事業本部

五 入札及び開札の場所及び日時

1 入札場所

青森市長島一丁目の一  
 青森県総務部財産管理課

2 入札日時

平成二十三年十月二十四日 午前九時から  
 平成二十三年十月三十一日 午後五時まで（必着）  
 土曜日、日曜日及び祝日の受付は、行わない。

3 開札場所

青森市長島一丁目の一  
 青森県庁舎議会議会棟五階A会議室

4 開札日時

平成二十三年十一月十五日  
 午前十時から 青森市に所在する物件  
 午前十一時から 五所川原市に所在する物件  
 午後一時から 鰺ヶ沢町に所在する物件

六 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額（入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額

七 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

八 代金の納入期限

契約締結の日から三十日以内に全額納入とする。

九 その他

- 1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- 2 物件の引渡しは、現状有姿により行うので、入札参加者は、必ず入札前に現地の確認をすること。

県有財産の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六の規定により公告する。

平成二十三年九月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる土地（建物、工作物等を含む。）の売却

所在地	地目	地積（平方メートル）
黒石市大字黒石字建石二一	田	一、〇一七・〇〇
黒石市大字黒石字浄光寺二〇三の一	田	六、二八〇・〇〇

二 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者に該当しない者であること。

三 売却する物件を示す場所

一に掲げる土地の所在地

四 売却する物件の地積測量図等の書面、契約条項を示す場所及び入札案内書の交付場所

青森市長島一丁目の一 青森県総務部財産管理課  
東京都千代田区丸の内二丁目二の一 東急リパブル株式会社ソリューション事業本部

五 入札及び開札の場所及び日時

1 入札場所

青森市長島一丁目の一

青森県総務部財産管理課

2 入札日時

平成二十三年十一月十八日 午前九時から  
平成二十三年十一月二十五日 午後五時まで（必着）  
土曜日、日曜日及び祝日の受付は、行わない。

3 開札場所

青森市長島一丁目の一  
青森県庁舎議会議棟五階A会議室

4 開札日時

平成二十三年十二月七日  
午前十時から 黒石市大字黒石字建石に所在する物件  
午前十一時から 黒石市大字黒石字浄光寺に所在する物件

六 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額（入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額

七 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

八 代金の納入期限

契約締結の日から三十日以内に全額納入とする。

九 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 物件の引渡しは、現状有姿により行うので、入札参加者は、必ず入札前に現地の確認をすること。

3 売買契約は、締結後所定の期間内に農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第三条第一項の許可が得られることを停止条件とする。

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による大規模小売店舗の新設に関する届出があつたので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十三年九月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) イオン八戸ショッピングセンター

八戸市田向土地区画整理事業地内五〇街区

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

イオンリテール株式会社

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五の一

代表取締役 村井正平

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

イオンリテール株式会社

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五の一

代表取締役 村井正平

四 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十四年四月二十三日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

七、八五〇平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

1 駐車場の位置及び収容台数

四五八台(位置は、届出書添付図面のとおり)

2 駐輪場の位置及び収容台数

二二四台(位置は、届出書添付図面のとおり)

3 荷さばき施設の位置及び面積

三二六平方メートル(位置は、届出書添付図面のとおり)

4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

三一・五立方メートル(位置は、届出書添付図面のとおり)

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後十二時

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から翌午前零時三十分まで

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

五か所(位置は、届出書添付図面のとおり)

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(一) 荷さばき施設一

午前六時から午後九時まで

(二) 荷さばき施設二

午前五時から午前六時まで

八 届出年月日

平成二十三年八月二十二日

九 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び八戸市庁

2 期間

平成二十三年九月九日から平成二十四年一月九日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。

十 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持

のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十四年一月九日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十三年九月九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
APPRE103 一ブロック  
青森市大字浜田字玉川一九六の一〇
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	年 月 日 更
株式会社サンシテイ 東京都中央区八丁堀一丁目五の 代表取締役 星山泰洙	株式会社サンシテイ 東京都中央区八丁堀一丁目五の 代表取締役 米川淳	平成 三・七 二六

- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
マックスパリュ東北株式会社  
秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五  
代表取締役 宮地邦明 外

- 四 届出年月日  
平成二十三年八月二十五日

- 五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び青森市役所

2 期間

平成二十三年九月九日から平成二十四年一月九日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十四年一月九日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十三年九月九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
APPRE103 二ブロック  
青森市大字浜田字玉川一九六の一外
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	年 月 日 更
株式会社サンシテイ 東京都中央区八丁堀一丁目五の 代表取締役 星山泰洙	株式会社サンシテイ 東京都中央区八丁堀一丁目五の 代表取締役 米川淳	平成 三・七 二六



三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社サンデー

八戸市根城六丁目二二の一〇

代表取締役 宮下直行

四 届出年月日

平成二十三年八月二十五日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び青森市役所

2 期間

平成二十三年九月九日から平成二十四年一月九日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

六 意見書の提出

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十四年一月九日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三

項の規定により次のとおり公告する。

平成二十三年九月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

APPRE103 三ブロック

青森市大字浜田字玉川一九六の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	年 月 日 更
株式会社サンシティ 東京都中央区八丁堀一丁目五の 代表取締役 星山泰洙	株式会社サンシティ 東京都中央区八丁堀一丁目五の 代表取締役 米川淳	平成 三〇、七、二六

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社西松屋チェーン

兵庫県姫路市飾東町庄二六六の一

代表取締役社長 大村禎史 外

四 届出年月日

平成二十三年八月二十五日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び青森市役所

2 期間

平成二十三年九月九日から平成二十四年一月九日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十四年一月九日

区	分	変	更	前	変	更	後	年月日	2 提出先 青森県商工労働部経営支援課
									3 記載事項 (一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所 (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称 (三) 意見及びその理由
									4 言語 意見書は、日本語により記載すること。
									大規模小売店舗の変更の届出 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。 平成二十三年九月九日 青森県知事 三 村 申 吾
									一 大規模小売店舗の名称及び所在地 三沢堀口ショッピングセンター 三沢市大字三沢字堀口九四の四五九外 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 1 JA三井リース株式会社 東京都品川区東五反田二丁目一〇の二 代表取締役 安田義則 2 株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦紘一 三 変更しようとする事項

大規模小売店舗の設置に關する事項	駐車場の自 動車の出入 口の数及び 位置	六か所(位置は、届出 書添付図面のとおり)	七か所(位置は、届出 書添付図面のとおり)	平成 三〇・一
------------------	-------------------------------	--------------------------	--------------------------	------------

四 届出年月日 平成二十三年八月二十四日	五 届出書及び添付書類の縦覧 場所 1 青森県商工労働部経営支援課及び三沢市役所 2 期間 平成二十三年九月九日から平成二十四年一月九日まで 3 時間 午前八時三十分から午後五時十五分まで ただし、三沢市役所にあつては、その執務時間内とする。 六 意見書の提出 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。 1 提出期限 平成二十四年一月九日 2 提出先 青森県商工労働部経営支援課 3 記載事項 (一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所 (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称 (三) 意見及びその理由 4 言語 意見書は、日本語により記載すること。
第九次青森県職業能力開発計画の概要の公表 職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第七条第一項の規定により第	

九次青森県職業能力開発計画を定めたので、回条第三項において對する回次第九次第六項の規定によりその概要を次のとおり公表する。

平成二十三年九月九日

青森県知事 川 村 母 郎

### 第9次青森県職業能力開発計画の概要

#### 1 計画のねらい

本県では、平成20年12月に、「青森県基本計画未来への挑戦」を策定し、本県の資源である豊かな自然環境や地域固有の技術、優れた人財など、あらゆる地域の力を最大限活用することによって、豊かな生活を支える経済的な基盤を確立していこうという、いわゆる「生業（なりわい）」（県民一人ひとりの経済的基盤）づくりを重要な考え方として位置付け、この「生業（なりわい）」づくりに取り組んでいくこととしています。

このため、本計画は、本県が有する特長や、依然として厳しい経済情勢、社会構造の変化等に対応した職業能力開発の目標と基本的な施策を掲げながら、県のみならず、関係機関との連携により、「生業（なりわい）づくり」を支える人財育成の推進を図り、「青森県基本計画未来への挑戦」の実現を目指していくものです。

#### 2 計画の期間

本計画の対象期間は、平成23年度から平成27年度までの5年間とします。

#### 3 実施目標と基本施策

少子高齢化の急速な進行と人口減少を背景とした労働力人口の減少や、経済減速による厳しい雇用情勢など、我が国と本県の職業能力開発を巡る諸状況の中で、県内企業等の職業能力開発に関する考え方、及び「青森県基本計画未来への挑戦」が目指す方向性を踏まえ、さらに、国の第9次職業能力開発基本計画の考え方に基づいて、今後5年間の本県における職業能力開発の実施目標として、次の五つの視点を設定しました。

- (1) 地域産業のニーズに応え、地域産業振興に貢献する職業能力開発の推進
- (2) 雇用のセーフティネットとしての職業能力開発の推進
- (3) 職業生涯を通じたキャリア形成の支援

(4) 技能の振興・継承の促進

(5) 特別な支援を必要とする者に対する職業能力開発の推進

そして、それぞれの実施目標ごとに次のとおり基本的施策を掲げ、具体的な取組を進めていくこととします。

#### 実施目標1 地域産業のニーズに応え、地域産業振興に貢献する職業能力開発の推進

基本的施策(1) 県立職業能力開発校等における学卒者向け職業訓練の充実・強化

県立職業能力開発校における訓練のさらなる充実・強化を図るため、様々な機会を通じて地域産業の人財ニーズの把握に積極的に努めるとともに、国が研究開発を行った訓練カリキュラムや指導技法も取り入れるなどにより、訓練内容の見直しを進めます。

さらに「青森県基本計画未来への挑戦」において振興を図ることとされている原子力産業、環境・エネルギー産業や、光技術産業などの先端型産業等、成長しつつある産業や、今後成長が見込まれる新たな産業の形成・拡大の状況を踏まえながら、これらの産業に必要な人財育成のために訓練内容の見直しを行います。

基本的施策(2) 企業等が行う職業能力開発の支援

企業のニーズに対応して、県立職業能力開発校における在職者訓練を充実・強化するとともに、県立職業能力開発校の施設・設備の貸与・開放等により、企業が社員向けに行う教育訓練を支援します。

#### 実施目標2 雇用のセーフティネットとしての職業能力開発の推進

基本的施策(1) 離職者向け職業訓練の充実・強化

県立職業能力開発校において、ものづくり分野を中心に実施している短期課程の職業訓練を着実に実施します。

また、求人ニーズに対応して、様々な民間教育訓練機関を活用し、新たな成長分野も取り入れながら、介護福祉やOA事務、観光など幅広い分野の離職者向け職業訓練の充実・強化を図ります。

基本的施策(2) 職業能力開発と就職支援の一体的展開

県立職業能力開発校において、訓練生に対してキャリア・コンサルティングを実施するとともに、無料職業紹介業務を行うことにより訓練終了後の円滑な就職の支援や、ハローワーク等と連携して、訓練生の求職活動を支援します。

### 実施目標3 職業生涯を通じたキャリア形成の支援

#### 基本的施策(1) 個人の主体的な職業能力開発の支援

職業能力開発に関する幅広い情報提供を行うことにより、労働者のキャリア形成に向けた取組や、県立職業能力開発校において、施設内で訓練を行う訓練生を対象に、ジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティングを実施し、訓練生の主体的なキャリア形成の取組を支援します。

#### 基本的施策(2) 早期からの職業意識の形成とものづくり意識の醸成促進

県立職業能力開発校の施設・設備を活用して、児童・生徒やその保護者が、ものづくりや技能に触れることができる体験学習を実施します。

### 実施目標4 技能の振興・継承の促進

#### 基本的施策(1) 技能検定制度の普及促進と技能者の表彰等の促進

労働者の能力評価と能力向上に大きな役割を果たしている技能検定制度の一層の普及促進を図るとともに、技能者に対する表彰や各種技能競技大会への参加支援により技能の魅力や重要性の啓発を図ります。

#### 基本的施策(2) 若年技能者の育成促進

高校生を始めとする県内の若年者が、実習・訓練の成果を発表する場となる技能競技大会の開催を支援するとともに、彼らの技能五輪全国大会や若年者ものづくり競技大会への参加を支援します。

また、ものづくりを目指す若年者の意識向上を図るため、県内の熟練技能者の工業高校等への派遣を支援し、技能者との交流を進めていきます。

### 実施目標5 特別な支援を必要とする者に対する職業能力開発の推進

#### 基本的施策(1) 障害者の職業能力開発の推進

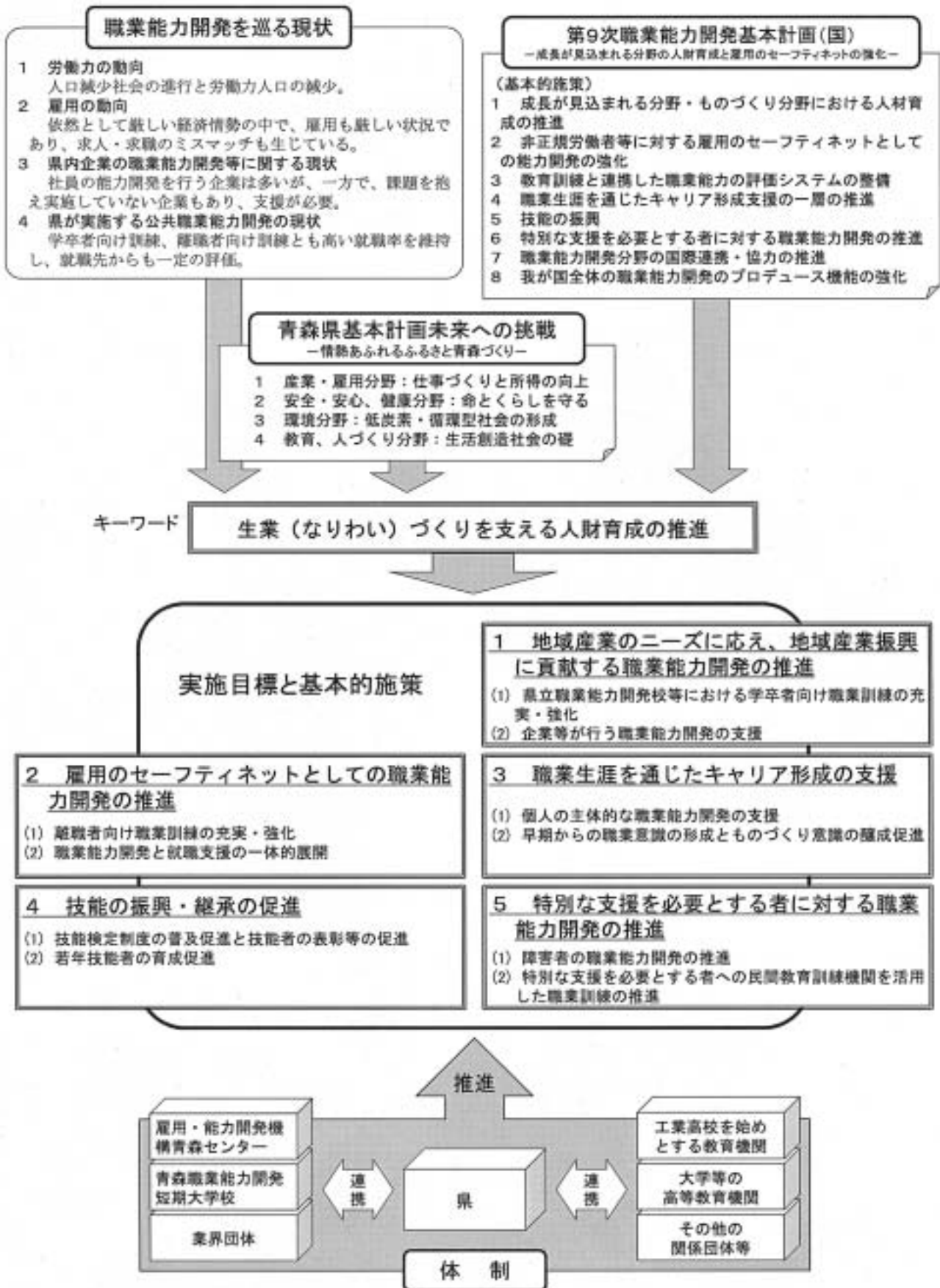
県立障害者職業訓練校において職業訓練を着実に実施していくとともに、就職のための支援も進め、障害者の態様に応じた多様な委託訓練を実施します。

また、障害者の職業意識の啓発を図るために、各種競技大会への参加を支援します。

#### 基本的施策(2) 特別な支援を必要とする者への民間教育訓練機関を活用した職業訓練の推進

学卒未就職者やニート等の若年者、母子家庭の母等について、それぞれの者の特性に応じた職業訓練を、民間教育訓練機関を活用して実施します。

### <第9次青森県職業能力開発計画の姿>



(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭